

■八千代市国民健康保険料の計算例

◎夫(41歳)、妻(33歳)の世帯の場合

(前年の給与収入が、夫は300万円、妻は200万円とします。)

	給与収入	給与所得	所得割算定基準額
夫	3,000,000円	2,020,000円	1,590,000円(2,020,000円 - 430,000円(基礎控除))
妻	2,000,000円	1,320,000円	890,000円(1,320,000円 - 430,000円(基礎控除))

① 医療分			(料率)				
所得割額	1,590,000 円	×	0.0597	=	94,923 円		
	890,000 円	×	0.0597	=	53,133 円		
均等割額	27,100 円	×	2	=	54,200 円		
平等割額					26,300 円		
			(人数)				
				小計	228,556 円	→	228,500 円 (100円未満切り捨て)…(ア)
② 支援分			(料率)				
所得割額	1,590,000 円	×	0.0216	=	34,344 円		
	890,000 円	×	0.0216	=	19,224 円		
均等割額	8,800 円	×	2	=	17,600 円		
平等割額					8,600 円		
			(人数)				
				小計	79,768 円	→	79,700 円 (100円未満切り捨て)…(イ)
③ 介護分(40~64歳)			(料率)				
所得割額	1,590,000 円	×	0.0211	=	33,549 円		
均等割額	16,600 円	×	1	=	16,600 円		
			(人数)				
				小計	50,149 円	→	50,100 円 (100円未満切り捨て)…(ウ)
④ 子ども分			(料率)				
所得割額	1,590,000 円	×	0.0027	=	4,293 円		
	890,000 円	×	0.0027	=	2,403 円		
均等割額	1,900 円	×	2	=	3,800 円		
			(人数)				
				小計	10,496 円	→	10,400 円 (100円未満切り捨て)…(エ)
				合計			<u>368,700 円</u> (ア)+(イ)+(ウ)+(エ)